臺灣日日新報
本日四頁
昭和十九年三月十九日（日曜日）　臺灣日日新報　第一万五千八百二十四號　（一）
（昭和十一年五月九日第三種郵便物認可）（毎月二回発行）

師團長始め遁走

敵十七師遂に潰亂狀態

ケネデピーク陷落

皇軍ティディムへ迫る

敵船舶を撃沈

【ビルマ○○基地十八日發同盟】ビルマ西方海面敵艦船部隊は十日午前ブール（西方約百五十キロのベンガル灣洋上を大日本海軍航空隊と交戰中との發表に接し、ラムゲ谷の敵施設を爆撃

【リスボン十七日發同盟】ビルマ戰線に於ける日本軍部隊はニューギニア、ラムゲ谷の敵施設を爆撃、敵に大打撃を與へた

敵側も我進撃發表

【リスボン十七日發同盟】英印軍アジア戰線總司令部は中部ビルマに於ける日本軍の攻勢に對し、十七日敵側の發表として

陸鷲シルチア襲ふ

空中戰で十九機を屠る

【ビルマ○○基地十八日發同盟】十一日ビルマ西部戰線部隊の戰果は

來襲米五機撃墜

【ビルマ○○基地十八日發同盟】敵印度洋艦隊部隊の作戰となつて戰略的に重要視されるビルマ戰線の戰況は十一日大陸よりベンガル灣に出撃した敵インド東部アッサム州のシルチア西飛行場並に北

我遮斷部隊の好餌

十七師の退路寸斷さる

【印度國際通信○○にて發同盟】ビルマ戰線の敵印度進攻軍は、わが遮斷部隊の作戰となつて戰略的に重要視されるビルマ戰線の戰況は

日滿支連絡運輸

四月より實施　戰時規程を制定す

【東京發】運通省では昨二十九日の閣議決定を經て日滿支三國間の運輸の緊密化に關する協定の實施に伴ひ、來る四月一日より左の如き運輸の緊急調整を行ふこととなつた、尚ほ右實施に關聯して運輸通信大臣の發した命令の要旨は次の如くである

一、運輸通信大臣は戰時に際し國家總動員法第二十條の規定に基き運輸の緊急調整を行ふ爲必要ありと認むるときは運輸通信大臣の定むる所により運輸の制限又は禁止を爲すことを得

二、運輸通信大臣は前項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる報告を爲さしめ又は帳簿書類その他の物件を檢査することを得

三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

三十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

四十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

五十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

六十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

七十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

八十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

九十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百二十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百三十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百四十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百五十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百六十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百七十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百八十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

百九十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百十九、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十一、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十二、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十三、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十四、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十五、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十六、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十七、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を爲すことを得

二百二十八、運輸通信大臣は第一項の制限又は禁止を爲すに當り必要なる場合は運輸業者に對し運輸に關し必要なる命令を

社說

本島貯蓄目標と島民所得

國動態勢の劃期的強化
勞務調整令を改正
徵用行政措置近く公布

新に非常規正措置
臨時制限强化を解除
節電協力に感謝
臨原電力局長語る

末端配給對策に萬全
本島に於ける計畫產業
商報本部新年度活動要領決る

魚類の長期保藏等
水產物非常對策決る
都市へ配給增加

重要施策の運營に萬全
本島の財政措置

新組織の纖維製品會社
營團的機能發揮を切望

カーボン需給對策打合

獨米の空中戰術較べ

豫算三萬九千餘圓
海の寶庫へ挑む臺東廳

現下臺灣の計畫的重點產業

今後の稅制改正

良い歯磨で歯を護れ
ライオン歯磨
五十年の歴史と研究に決戦下の創意を加へた第一級粉歯磨
LION
ライオン歯磨
はたらく姿より美しいものはありません。
お肌の爲に　バビリオクレーム
ビタミンB剤　オリザニン
消化酵素　タカヂアスターゼ
三共　良薬
東京市日本橋區室町　三共株式會社
新陽大
モダン日本改題
三月號・四十錢
座談會　防衛總司令部　防衛總本部　將人　川原中尉　富永事務官　尾崎喜八　陸軍報道部長　帝大教授　原中尉　宮地事務官　宮崎澄夫
傑作小說　エチゴヒヤの久さん　火野葦平
防空座談會　防衛總司令部　參謀副長大佐　加藤義秀　東京朝日新聞社員　長井喬助　村上元三　辰野九紫　小糸のぶ
◇世界情報特種集　◇國內指導標　防空必勝の要諦……防衛總司令部　敵空襲下に十二ケ月……陸軍報道部長　情報探知器……松井榮章　近陸日出造　彈道を落りて……ドイツの對空砲Pディーツ　◇電波管制……杉浦晴男　産業戰士の作品集　◇其他グラビヤ好讀物滿載
決戰の推移對談　陸軍少將　櫻井忠溫　陸軍中佐　澤畑養二郎
東京朝日新聞社內　新陽大社　東京市京橋區銀座二ノ七
振替東京一五一番
天戰決戰號
決戰必勝とその對策を語る

學校教職員に福音

結核療養費全額支給の道開く

臺灣教職員互助會全國に魁く

明日の日本を背負ふ教職員の健康問題に關しては、今回の第二國民體力檢査の結果にも現はれてゐる如く、一般國民に比べて特に重大なものがあるが、これが對策として、臺灣教職員互助會では、今回新たに結核療養費全額支給の道を開くことゝなつた、これは全國教職員互助會の中でも臺灣が最初のもので、關係者の間では大いに期待されてゐる、

この制度は、昭和十一年度から實施の豫定で、目下厚生當局と折衝中であるが、同會では、これが實現を見るまでの間、特に結核に罹つて療養中の會員に對しては、その療養費の一部を補助することゝなつた、

これによると、療養費は一回百圓以内、年間二百圓以内とし、療養期間は一年以内とし、一年を經過しても治癒しない場合は、更に一年間延長することゝなつてゐる、

西村文教局長談

決戰下教育陣の强化を期するには、教職員の健康が何よりも重要であるが、特に結核は、教職員の間に多數の犧牲者を出してゐるので、この對策は、教育界にとつて極めて重要な問題である、

今回臺灣教職員互助會が、結核療養費全額支給の道を開いたことは、誠に時宜に適した措置であつて、當局としても、大いに期待するところがある、

長谷川總督嘉義市視察日程

長谷川總督は、來る廿日嘉義に到着の豫定、翌廿一日は、嘉義神社參拜の後、市内視察、午後一時から、嘉義公會堂で、市内官民有力者と懇談會を開く豫定である、

豫科士官學校へ

本島關係は全員合格

陸軍豫科士官學校（豫科士官候補者）第一次試驗合格者は、左記の通りである、

（本島關係）

（臺北）

（臺中）

（臺南）

（高雄）

（臺東）

（花蓮港）

（澎湖）

（臺北州）

（臺中州）

（臺南州）

（高雄州）

（新竹州）

（臺東廳）

（花蓮港廳）

（澎湖廳）

陸軍關係學校志願者へ注意

陸軍關係學校（陸軍士官學校、陸軍豫科士官學校、陸軍航空士官學校、陸軍少年飛行兵學校、陸軍航空整備學校、陸軍航空通信學校、陸軍航空氣象學校、陸軍航空工業學校、陸軍獸醫學校、陸軍經理學校、陸軍衛生材料廠學校、陸軍技術學校、陸軍造兵學校、陸軍兵器學校、陸軍航空本部教育隊、陸軍航空本部研究所）志願者は、左記事項に注意すること、

（一）志願者は、本籍地の聯隊區司令部に願書を提出すること、

（二）願書は、本籍地の聯隊區司令部に備へ付けの用紙を使用すること、

（三）願書は、受驗しようとする學校每に、一通宛提出すること、

（四）願書には、本籍地の聯隊區司令部の證明を受けること、

（五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を貼用すること、

（六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の身體檢査書を添附すること、

（七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の戸籍謄本を添附すること、

（八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の履歷書を添附すること、

（九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の寫眞を添附すること、

（十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の學業證明書を添附すること、

（十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の志願者調査票を添附すること、

（十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗料を添附すること、

（十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の返信用封筒を添附すること、

（十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の返信用葉書を添附すること、

（十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（四十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（五十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（六十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（七十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（八十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（九十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百二十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百三十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百四十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百五十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百六十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百七十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百八十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（百九十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百二十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百三十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百四十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百五十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百六十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百七十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百八十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（二百九十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百二十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百三十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百四十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百五十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百六十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百七十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十四）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十五）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十六）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十七）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十八）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百八十九）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百九十）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百九十一）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百九十二）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百九十三）願書には、受驗しようとする學校每に、一通宛の受驗票を添附すること、

（三百九十四）願書には、受驗しようとする學校

今尚響く敵艦轟沈の砲聲

大武山頂に忠魂碑

【高砂】山下部隊海軍航空隊にては戰死された勇士の英靈の御靈を慰めんと、去る十五日午前十時より同隊内に於て慰靈祭を執行した、當日は遺族の方々を始め、山下航空隊の幹部、高砂族代表者、高砂族青年團員等多數參列して嚴肅裡に祭典を終了した、尚ほ同隊では戰死された勇士の英靈を永遠に祀るため、大武山頂に忠魂碑を建立することとなり、目下その準備中である

【寫眞は忠魂碑】

われら忠魂に續かん

父祖も見よ滅敵の決意

感激新た遺族・從軍會員

【高砂】高砂義勇隊の戰死者遺族や從軍會員の人たちは、去る十五日、十六日の兩日に亘り、高砂族の聖地大武山頂に建てられた忠魂碑の前に額ずいて、感激の涙に咽びながら、英靈に對し、また父祖の靈に對して、誓ひの言葉を述べた、十五日の大武山頂は、朝から曇つてゐたが、十時頃から雨となり、十一時頃には霧が深く立ちこめて、一寸先も見えない程であつたが、遺族會員たちが、續々と集つて來ると、霧が晴れ、雨も止んで、遺族會員たちが、全部集つた頃には、霧は全く晴れ上つて、青空が現れ、太陽が輝き渡つた、まるで、英靈が、遺族會員たちの參拜を、待ちかねてゐたかのやうであつた

午前十時、忠魂碑の前に、遺族會員たちが、全部集つたところで、山下部隊海軍航空隊にて、戰死された勇士の遺族代表として、高砂族青年團員、高砂族代表者、遺族會員代表者、一般會員代表者、男女青年團代表者、小學校代表者、警察官代表者、軍關係代表者、一般會員代表者、三團體代表者、遺族代表者、總督府代表者、三團體代表者、遺族代表者、總督府代表者、三團體代表者、遺族代表者、總督府